

紀和病院および紀和クリニック発行院外処方箋 疑義照会簡素化マニュアル

医療法人南労会 紀和病院
紀和クリニック

第1版

令和5年5月17日 作成

目次

1. はじめに
2. 運用について
3. 簡素化可能な疑義照会の内容

1. はじめに

紀和クリニックおよび紀和病院の透析室・外来化学療法室・救急外来にて院外処方を行っている。院外処方の疑義照会の中には形式的なものも多く、内容によっては処方医への確認が不要と考えられる場合がある。

「疑義照会簡素化プロトコール」とは調剤薬局とあらかじめ協定を結び、事前に取り決めた内容に関しては「トレーシングレポート」を医療機関へFAXすることで疑義照会の電話を不要とする取り組みのことである。プロトコールの導入により形式的な問い合わせが減少し、外来診療の中断および調剤薬局での患者の待ち時間を減少することができると思われる。

当法人においても2023年4月紀和病院部課長会にて承認の上、導入することとなった。

使用する書式や運用マニュアルについては紀和病院ホームページから閲覧・ダウンロード可能である。

2. 運用の流れ

伊都薬剤師会に所属する調剤薬局が処方箋を応需し疑義が生じた場合、疑義の内容が当該プロトコールに合致していると判断した際はトレーシングレポートを用いて処方医療機関へ変更内容を FAX 送信する。

FAX を受領した医療機関の医療クラークはトレーシングレポートの内容を確認し該当処方のオーダー修正を行う。

トレーシングレポートは各医療機関でファイルへ綴じて保管する。

3. 簡素化可能な疑義照会の内容

本プロトコールにより疑義照会を省略する項目は下記とする。

なお下記に該当する内容であっても明確な判断ができない場合は通常疑義照会を行う。

① 先発品における、成分名が同一の銘柄変更
② 先発品における、処方規格の変更(別規格がある内服薬に限る)
③ 先発品における、貼付剤や軟膏類の包装規格の変更(外用薬に限る)
④ 先発品における、剤形の変更(内服薬に限る)
⑤ 半錠からヒート製品への変更、もしくはヒート製品から半錠への変更
⑥ 一般名で記載された薬剤は一般名処方とみなす(手書き処方)
⑦ 患者の同意を取った上で一包化調剤
⑧ 患者の同意を取った上で粉碎調剤
⑨ 残薬の調整に伴う処方日数変更(0日分にならない範囲で可)
⑩ 外用用法の記載がない場合に、患者から用法を聞き取り追記すること
⑪ ビスホスホネート製剤(週1回、月1回)が他の薬剤と同一日数で処方されている場合の処方日数適正化
⑫ 吸入指導を行った場合に吸入指導加算を算定

① 成分名が同一の銘柄変更

例) ノルバスク錠 5 mg → アムロジン錠 5 mg

* 患者負担が同等あるいは安くなる 又は薬局にて患者同意の上で変更が必要

② 処方規格の変更

例) ノルバスク錠 2.5 mg 2錠 → ノルバスク錠 5 mg 1錠

* 患者負担の増減は薬局にて患者の同意の上で変更可能

③ 貼付剤や軟膏類の包装規格の変更

例) セルタッチテープ (7枚入り) 6袋 → セルタッチテープ (6枚入り) 7袋

例) マイザー軟膏 5g 10本 → マイザー軟膏 10g 5本

* 合計処方量が変わらない場合のみ可

* 患者負担の増減は薬局にて患者の同意の上で変更可能

④ 同一成分の剤形の変更

例) ノルバスク錠 5 mg → ノルバスク OD 錠 5 mg

例) コスパノンカプセル 40 mg → コスパノン錠 40 mg

* 同一剤型グループ内であれば可

* 患者負担の増減は薬局にて患者の同意の上で変更可能

* 軟膏→クリームは不可

* テープ剤→パップ剤は不可

⑤半錠からヒート製品への変更、もしくはヒート製品から半錠への変更

例) ワーファリン錠 1 mg 1.5錠

⇔ ワーファリン錠 1 mg 1錠+ワーファリン錠 0.5 mg 1錠

(双方とも可)

⑥ 一般名で記載された薬剤は一般名処方とみなす(手書き処方)

例) アムロジピン錠 5 mg → (般) アムロジピン錠 5 mg

* メーカー名の記載なしの一般名の薬剤は、一般名扱いとする

⑦ 患者の同意を取った上で一包化調剤

⑧ 患者の同意を取った上で粉碎調剤

* 患者負担の増減は薬局にて患者の同意の上で変更可能

⑨ 残薬の調整に伴う処方日数変更(0日分にならない範囲で可)

* 0日分として処方削除すると、次回 Do 処方する際に処方漏れとなる可能性があるため

0日分にならない範囲で日数変更を行う

⑩ 外用用法の記載がない場合に、患者から用法を聞き取り追記すること

例) 1日1回 → 1日1枚腰(聞き取り結果)

例) 医師の指示通り → 1日2回腕に(聞き取り結果)

* 薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合に限る

明確でない場合は疑義照会する

⑪ 吸入指導を行った場合に吸入指導加算を算定

吸入指導加算を算定する場合、指導内容報告を FAX 送信することにより

事後で医師の承諾を得ることとする。

⑫ ビスホスホネート製剤(週1回、月1回)が他の薬剤と同一日数で処方されている場合の

処方日数適正化

例) アレンドロン酸錠 35 mg (週 1 回製剤) 1錠 起床時 14 日分 → 2 日分

連日投与の他の薬剤と同じ日数で記載され、間違いが明確な場合

<その他>

安全性・利便性のための変更に限る。

インスリン製剤のデバイス変更は対象外とする。

麻薬は対象外とする。